

東 教 第 1 9 4 2 号
平成 2 8 年 2 月 1 8 日

各市町教育委員会教育長 }
各市町立小・中学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

**任用期間が平成 2 8 年 4 月 1 日をまたぐ臨時的任用職員及び任期付
短時間勤務職員に係る勤務状況報告書の提出について（通知）**

標記の件につきまして、別添通知（平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け教職第 1 2 8 0 - 4 号）による勤務状況報告書の提出先及び提出期限は、下記のとおりです。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
各市町立学校	・各市町教育委員会 ・東部教育事務所 総務・給与担当 （1 部ずつ提出）	平成 2 8 年 3 月 4 日（金）

※各市町教育委員会から東部教育事務所 総務・給与担当への提出は不要です。

2 留意点

- ・ 報告の対象者がいる場合は、必ず報告が必要です。出勤簿の写しと併せて提出してください。
- ・ 対象者に休職・病気休暇等の期間がない場合は、休暇等の種類に「該当なし」と記入して報告してください。
- ・ 報告の対象者がいない場合は、報告不要です。

総務・給与担当：三輪・吉川
（昇給に関すること）

TEL 048-737-2727, 2726

教 職 第 1280-4 号
平成 28 年 2 月 15 日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・特別支援学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

任用期間が平成 28 年 4 月 1 日をまたぐ臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

平成 28 年 4 月 1 日付け昇給の事務処理に必要なため、下記により勤務状況報告書（臨時的任用職員用）を提出して下さるようお願いします。

記

- 1 報告の対象者
任用期間が平成 28 年 4 月 1 日をまたぐ臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員
- 2 報告対象期間
平成 28 年 4 月 1 日をまたぐ任用期間（以下、「任用期間」という。）に係る採用日から平成 28 年 3 月 31 日まで（別紙参照）
- 3 報告の内容
任用期間内に病気休暇等を取得した者及び懲戒処分を受けた者

「病気休暇等」とは、病気休暇（公務及び通勤上の病気休暇を含む。）、介護休暇及び欠勤をいう。

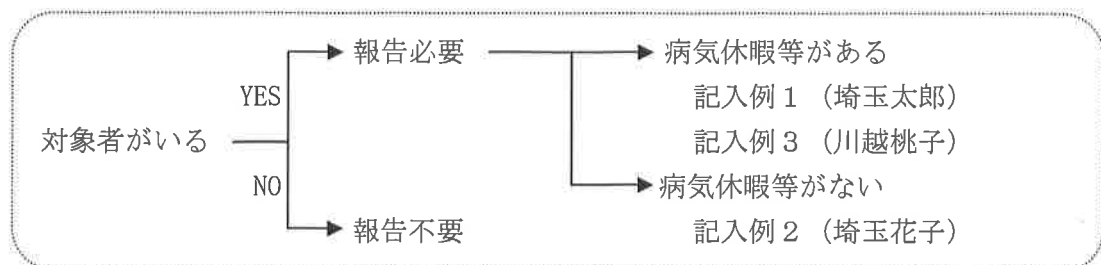
報告事項一覧

報 告 対 象 者	報 告 事 項
病気休暇（公務及び通勤上の病気休暇を含む。）、介護休暇及び欠勤を取得した者	任用期間内の全ての病休等の承認期間及び日数 ※ <u>A 4 判に縮小した出勤簿</u> の写しを添付すること。
任用期間内に懲戒処分を受けた者	処分（停職、減給及び戒告）の種類及び処分年月日

- 4 提出期限 各教育事務所が定める日
- 5 提出先 各教育事務所 総務・給与担当
- 6 提出書類 勤務状況報告書【臨時的任用職員用】（紙に打ち出したもの）
及び任用期間に係る出勤簿の写し（A4判に縮小したもの）

7 作成上の留意事項

- (1) 報告書は、平成 28 年 3 月 7 日現在の状況を報告すること。
- (2) 報告後に次のような事情が生じた場合は、速やかに電話で連絡すること。
- ア 新たに平成 28 年 4 月 1 日をまたぐ臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員が配置された場合
（任期延長により平成 28 年 4 月 1 日をまたぐことになった場合を含む）
- イ 任期短縮や退職等により、平成 28 年 4 月 1 日をまたがないことになった場合
- ウ 報告後に病気休暇等を新たに取得した、又は病休期間が延長・短縮になった場合
- (3) 報告の対象者がいる場合は、病休等の期間がない場合であっても、休暇等の種類を「該当なし」として報告すること。
- (4) 報告の対象者がいない場合は報告不要



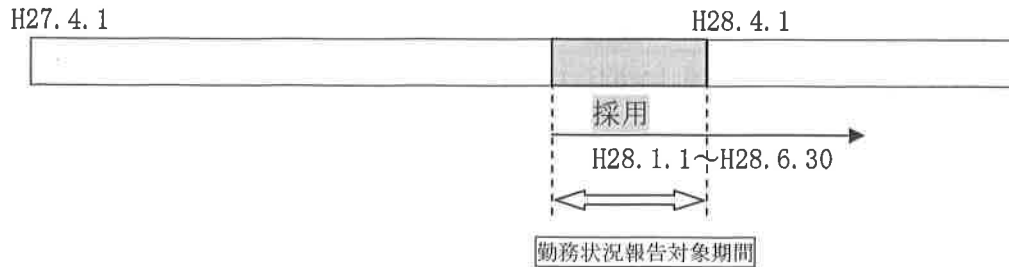
8 その他の注意点

4 月 1 日をまたぐ臨時的任用職員等の昇給の号給数は、昇給日前 1 年間の職歴等（臨時的任用やその他の職歴、在家庭の期間）及び採用時以降の勤務状況に基づき決定するため、必ずしも 4 号給（55 歳以上は昇給抑制により 2 号給）になるとは限らない。

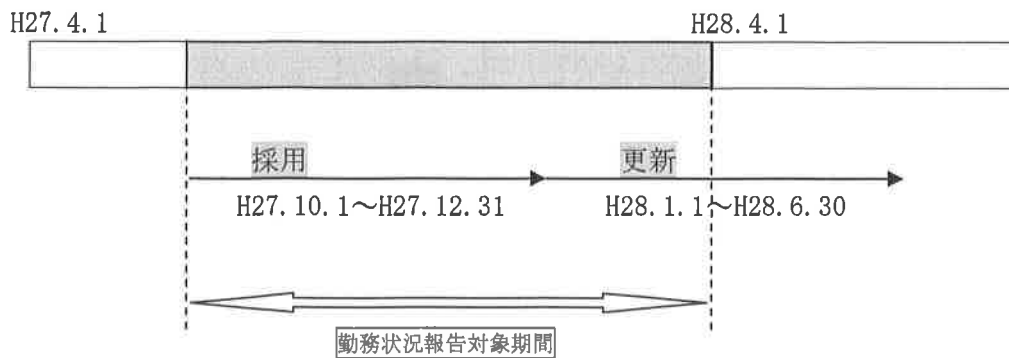
別紙

4月1日をまたぐ臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員の勤務状況報告対象期間

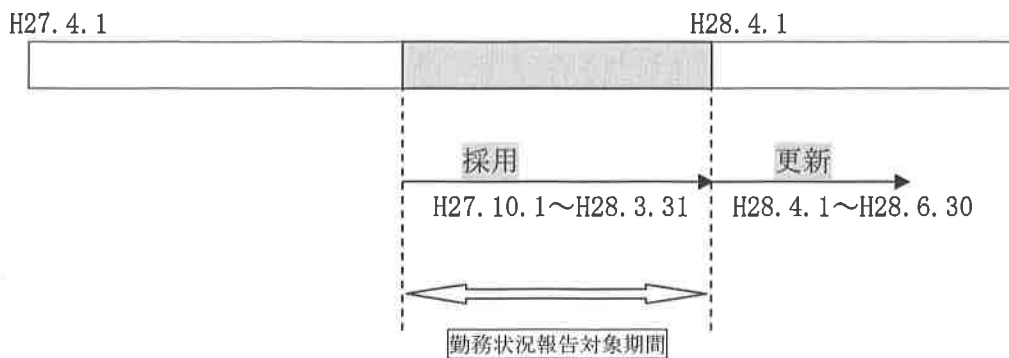
例1 基本的な場合



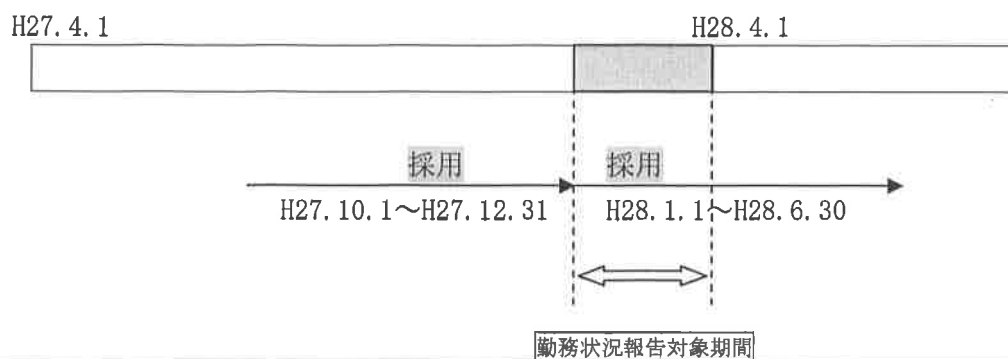
例2 更新発令があった場合



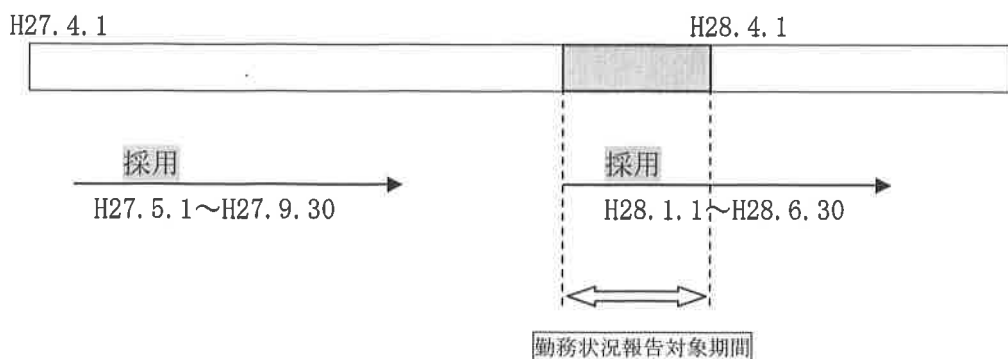
例3 更新発令があった場合（平成28年4月1日更新発令がある場合）



例4 前の任用期間に引き続き1日も空けずに採用されているが、発令内容が異なる場合（更新発令でない場合）



例5 同一年度に別の任用期間があるが、引き続いていない場合



※ いずれの例においても平成27年4月1日～採用日前日については、初任給決定の方法により昇給の号給数を算出する（所属は対応不要）。

様式

平成28年 3 月勤務状況報告書（平成28年〇月〇日提出）

所属所・学校コード		所 属 長 名												職 印									
ゴム印を使用すること														教職員課が使用するの で、入力しない									
氏 名	職 名	年 齢	現 在 級 号 給				発 令 内 容	任 用 期 間		任 用 月 数	任 用 日 数	任期付短時間勤務の 場合の週あたりの 勤務時間数	休暇等の種類	病 気 休 暇 等 承 認 期 間		承 認 日 数	承 認 時 間	実 日 数 ※	懲 戒 処 分	処 分 年 月 日			
職員番号		H28. 4. 1現在	表	級	号 給	決定年月日		採用日	任期満了日					始 期	終 期								
埼玉太郎（記入例 1）	教諭	30歳	教育職 (1)	2級	57号 給	H28. 1. 1	休職代替	H28. 1. 1	H28. 5. 31	5	0		病気休暇（私傷病）	H28. 1. 8	H28. 1. 30	23							
111111																							
							計			5	0		計										
埼玉花子（記入例 2）	教諭	30歳	教育職 (1)	2級	57号 給	H28. 1. 1	休職代替	H28. 1. 1	H28. 5. 31	5	0		該当なし										
222222																							
							計			5	0		計										
川越桃子（記入例 3）	教諭	30歳	教育職 (1)	2級	57号 給	H28. 1. 1	任期付短時間勤務職員	H28. 1. 1	H28. 6. 30	6	0	14時間10分	病気休暇（私傷病）	H28. 1. 8	H28. 1. 30	23							
333333																							
							計			6	0		計										